

日本技術士会化学部会「化学物質管理研究会」規約

制定 平成28年6月1日

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本技術士会化学部会「化学物質管理研究会」(以下、「本研究会」と略す)と称する。

第2条 (目的)

化学物質の生産や使用が人の健康や環境にもたらす悪影響を2020年までに最小化することを目指す「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)」の合意および、その他の関連国際機関による「化学物質管理」に関するその後の合意事項を、我が国において達成することを目指し、化学物質の管理水準を高度に保つ社会的要求を満たすに足る「資格制度」を作り上げることが望まれている。本研究会は、この要望に応えるため、セミナー、勉強会等を開催し、会員の資質向上に努め、併せて「化学物質管理士」資格制度を作るための対外折衝、制度設計等を検討・実施することを目的とする。

第3条 (本研究会の活動)

本研究会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

① 「化学物質管理」に関するセミナー(外部講師による)の開催。

なお、本研究会のセミナー受講料は、原則としてセミナー1件につき¥2,000/会員1人、

¥3,000/非会員1人とし、資料のみ請求する場合も同額とする。

② 「化学物質管理」に関する勉強会・実務研修(本会会員による)の開催。

本研究会の勉強会参加料は、¥1,000/会員1人、¥2,000/非会員1人とし、資料のみ請求する場合も同額とする。実務研修参加料は別途定める。

③ 「化学物質管理士」資格試験の受験用教科書の作成。

④ 本研究会、並びに他の機関が実施する「化学物質管理に関するセミナー・勉強会・実務研修を受講した者には(公社)日本技術士会CPD行事参加票を発行するものとする。

⑤ 会員から前項のセミナー・勉強会・実務研修を受講した時間の合計が40時間に達し、受講修了の申請があったとき、幹事会が当該受講内容の範囲・適切性を妥当と評価した場合に、当該会員に受講修了証書を発行する。

⑥ 上記活動に関連した情報交換会、メーリングリスト(以下MLと略す)、ホームページ(以下HPと略す)、web会議の運営。

⑦ その他上記に関連して必要と思われる活動

第4条 (本研究会の事業年度)

本研究会の事業年度は4月1日から翌年3月末日までとする。

第2章 会員

第5条 (会員)

本研究会の会員は、原則として(公社)日本技術士会の「化学部会」、「環境部会」、「生物工学部会」に所属する正会員とする。但し、他部門の技術士並びに非会員技術士が会員になることを希望する場合は入会することを妨げない。(公社)日本技術士会に所属する準会員も入会することができる。

2. 本研究会へ入会を希望する者は、入会申込書に記入し本研究会会長にその旨を申請し、幹事会の承認を受けなければならない。

3. 本研究会へ入会を希望する者は、入会金として¥3,000/1人および年会費として

¥ 2,000 / 1人を支払うものとする。

4. 退会を希望する会員は、予め文書等で会長に届け出るものとする。

第3章 役員と運営

第6条 (役員とその任務)

本研究会は、会員の互選により会長1名、副会長、幹事(総務、web会議・記録、会計、監査)を若干名置くことができる。なお、会長及び監査幹事の任期は2年とし、留任は3選まで可とする。

2. 会長は本研究会の活動を統括し代表する。会長は、原則として(公社)日本技術士会の正会員であることを条件とする。
3. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長業務を代行すると共に、幹事会・例会・総会の議長を兼務する。
4. 幹事は次の業務を担当する。
 - ①総務; 会の運営計画立案、幹事会・例会の招集、議事録の保管、規約の改廃、その他庶務一般。
 - ② web会議・記録; ML および HP の作成と管理、web会議の運営、その他宣伝広報活動一般。
 - ③会計; 会費やセミナー・勉強会等の収支の経理処理及び資金・資産管理。
 - ④監査; 会計の監査。
5. 幹事会は会長、副会長及び所定数の幹事によって構成し、原則として毎月1回開催する。幹事会の議事録は速やかに会員に開示する。
なお、議事録の作成は原則として輪番制とする。
6. 地域の活動の円滑化、拡大を図る為、必要により、支部を設置することができる。

第7条 (意思決定)

定期総会は原則として年1回(6月)開催し、本研究会の活動全般に関わる事項を討議し、出席者の過半数をもって決定する。なお、会の運営において緊急に意思決定を必要とするときは正副会長が決定でき、事後幹事会の承認を得るものとする。

但し、次の事項は総会の決議を経なければならない。

- ①規約の改廃 ②会計の報告 ③役員を選任及び解任 ④その他会務に係る重要事項
2. 会長または幹事会は必要により臨時総会を開催することができる。
3. 総会は会員の過半数の出席をもって開催する。なお、出席できない会員は、書面(含む電子メール)をもって表決し、又は他の会員に表決権を委任することができ、この場合は出席者として取り扱う。

第4章 会計

第8条 (会の資金・資産)

本研究会の収入は、入会金・年会費、セミナー・勉強会・実務研修の受講料等とする。

2. 会員は、第3条の活動のために支出した費用について原則として支払を受ける事ができるものとし、その詳細は幹事会が定める。

第5章 雑則

第9条 (除名)

本規約を遵守しなかった者又は本研究会の活動を不当に害した者は、会長が総会に諮った上で除名することができる。ただし、これらの者には弁明の機会を与えるものとする。

第10条 (規約改正)

本規約の改正は定期又は臨時総会において出席者の過半数の議決をもって決定する。

以上